# 悪質な訪問販売

# 訪問販売にご用心!!

**家に居ながら利用できる訪問販売や通信販売は手軽で便利な一方、一部の悪質な業者もあなたを狙っています。販売の手口も巧妙で悪質化しており、特に社会経験の少ない若い人やお年寄りが標的にされています。あなたやあなたの家族、友人が被害に遭い、トラブルに巻き込まれないように、この特集をお役立て下さい。**

## 1年間の相談の内訳は…

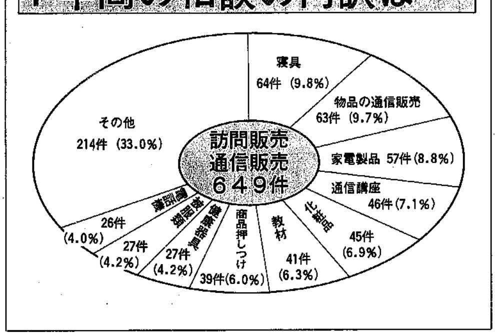


平成元年度に市消費生活センターに寄せられた消費者相談は千二百九十七件で、前年度より百五十四件少なくなりました。この相談のうち訪問販売や通信販売などの特殊な販売方法に関する相談は六百四十九件で、前年度より六十一件少なくなっています。

平成元年度の特徴としてはマルチ（マルチまがい）商法や、ビラに誘われての「無料体験」に関する相談の増が挙げられるほか、催眠商法、更には電話での呼び出し商法や電話勧誘による資格取得講座に関する相談も依然として多くありました。

### 若者と高齢者が狙われやすい

若者が多くトラブルに巻き込まれるものとしては、いろいろな商品で紹介料が入ると誘うマルチ商法、資格取得講座を勧誘する士（さむらい）商法、特別割引カードをあげると誘う呼び出し商法、ビラで無料体験と言って契約させる美容体験商法などです。

高齢者の場合は、説明会で寝具や健康器具を売る催眠商法、公的機関をかたって電話機や消火器を売るかたり商法などがあります。

これらのトラブルに巻き込まれないためにも普段から家族同士で注意し、疑わしいセールスマンが来たことなど、何でも話し合うことが大切です。

## クーリング・オフは（無条件解約）8日以内に

契約申込（約束）は口約束でも立派に成立し、一度結ぶとそれを守る義務が生まれ、自分の都合だけでは一方的にやめられません。しかし訪問販売の場合は、予期しないときにセールスマンが訪れて一方的に説明を聞かされ、契約申し込みをさせられることから、消費者保護のために無条件解約ができる権利（クーリング・オフ）が認められています。

### クーリング・オフの条件は

①訪問販売による契約申込である

②契約申込の書面を受け取った日を含めて八日以内である

③指定された商品（サービス・権利）の購入である

④化粧品など使うと商品価値がなくなるものは、まだ使用していない

⑤代金全額支払い済みであっても三千円以上である

⑥解約申し出を書面によりしている

## 未成年者の契約は親の同意が必要

未成年者（二十歳未満）の契約には親の同意が必要で、親の承諾のない契約は取り消しができます。方法としては、親権者か本人が契約取り消しの通知を出すことで取り消しができます。

取り消しをした場合は、支払い済みのお金は返してもらえますし、商品を受け取っている場合は、現に残っている商品だけを返せばよいことになっています。

もし商品を使ってしまった場合であっても、一般的にはその使用分の代金を支払う必要はありません。

このように未成年者は法律上保護されていますが、成人後に代金を支払うなどの追認行為があると取り消しはできなくなりますので注意して下さい。

## 解約の通知は内容証明郵便で

解約の申し出は必ず書面でして下さい。解約に伴う経費は販売業者の負担です。また、支払い済みのお金は返してもらうことができます。

解約の申し出は書面の発送日が発効日です。発送したことが後で証明される内容証明郵便か、簡易書留ハガキで行って下さい。

内容証明郵便の用紙は、文房具店などで売っている市販の用紙を使うと便利です。それを三部複写とし、誤字脱字などの訂正は、訂正印を押します。

一通は相手側に、一通は郵便局に保管、残りの一通は差出人が保管します。

## 契約は慎重に！家族や知人と相談しよく考えてから

### 内容証明郵便での通知例

申込解除通知

私は、平成○年○月○日貴社のセールスマン○○○○氏から勧められて、自宅において○○○○の購入申込（金○○○○○○円）をしましたが、都合により解除いたします。

なお購入申込の際支払った○○○○○円は直ちに返金ください。返金方法は○○銀行○○支店口座番号普通預金○○○○○○に払い込みしてください。

また渡されました商品については早急にお引き取りください

平成○年○月○日

新潟市学校町通○番町○○○○　○○○○　印

東京都○○区○○町○○丁○○
○○○○3F
株式会社○○○○御中

### ●ハガキ（簡易書留）での通知例

郵便はがき

○○○○○
○○○○　株式会社
○課　御中

申込日　○年○月○日
商品名・担当者名
右記日付の申込は撤回（または契約は解除）します。
住所
名前

## 悪徳商法に引っかからない!!ための6カ条

①簡単にドアを開けずにまず聞こう「名前と目的」

②うますぎるもうけ話に落とし穴！

③勇気を持って、はっきり言おう「いりません」

④一人で決めずに家族・知人にまず相談

⑤簡単に、書くな名前、押すな印鑑、じっくり読もう契約書

⑥頭を冷やして、よく考えてうまく使おうクーリング・オフ

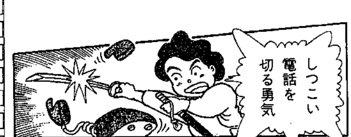


### ひとりで悩まずお気軽にどうぞ

訪問販売などでお困りの方ひとりで思い悩まず気軽にご相談を。皆さんとともに考え、解決のためのお手伝いをします。

相談は無料です。

〈相談先〉
市消費生活センター
☎228―8100
市役所第1分館1階（学校町通1番町）